

第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

屋久島では、平成7年から平成17年までの10年間を比較した研究からヤクシカの分布域の拡大や生息数の増加が確認され、令和2年度に各機関が実施した調査結果によると12,000～18,000頭程度が生息するとともに、多い場所では100頭/km²を超えるとの推定がされており、ヤクシカによる農業被害、生活環境被害及び生態系被害が現在まで継続している。

これらの被害に対処するため、ヤクシカ対策を実施する関係行政機関では、ヤクシカ個体群の安定的な維持、生態系被害及び農林業被害の軽減並びに世界自然遺産としての顕著な普遍的価値の保全・回復を図ることを目的に、第二種特定鳥獣管理計画を環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町の4者共同で策定し対策を進めている。

今回、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間満了に伴い、計画の改訂を行うことにより、引き続き対策を講じていく。

2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類 ヤクシカ

(2) 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

屋久島

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

世界自然遺産地域	生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正な生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすること。
屋久島全体	狩猟による捕獲や農林業被害の発生を防ぐ防鹿柵等の設置などの取り組みの継続を前提に、農林業被害や生活環境被害及び生態系被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすること。 当面の捕獲目標としては、令和5年度までは国の半減目標(平成25年度の個体数を令和5年度までの10カ年で半減)に準じたシミュレーションをもとに、計画的な捕獲を推進する。令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数(概ね9,000頭)を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する(各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し)。

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア) 狩猟期間を延長(法第14条第2項)

11月1日から3月15日とする。

イ) 禁止猟法(くくりわなの規制)を解除(法第14条第3項)

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ) 禁止猟法(くくりわな)の規制(法第12条第2項)

「締め付け防止機能~~を備えていないくくりわな~~の使用禁止」